

2021年4月

お客さま各位

株式会社京葉銀行

「アルファバンクの結婚・子育て資金贈与専用口座」についてのご案内

「令和3年度税制改正」において、「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（租税特別措置法70条の2の3）」が改正されました。変更点につきましては下記のとおりとなりますのでご確認ください。なお、ご不明な点はお取引店までお問い合わせください。

(1) 適用期限が2年間延長されました

「結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置」の適用期限が2年間延長されました。これに伴い、「アルファバンクの結婚・子育て資金贈与専用口座」のお預け入れ期限（新規・追加預入）を2023年3月31日まで延長します。

【お預け入れ期限】

| 変更前 | 変更後 |
|---------------|---------------|
| 2021年3月31日(水) | 2023年3月31日(金) |

(2) 贈与者（祖父母さま等）がお亡くなりになった場合のお取扱いが変わりました

結婚・子育て資金管理特約終了の日までに贈与者がお亡くなりになり、「管理残額」(※)について贈与者のお子さま以外の方に相続税が課される場合、当該管理残額に対応する相続税額は、相続税額の2割加算の対象となります。

(※)管理残額とは非課税拠出額(贈与資金の合計)から結婚・子育て資金支出額を控除した残額。

今回の改正は、2021年4月1日以後に贈与された資金が対象となります。

(3) 受贈者（お孫さま等）の年齢要件が変わります

2022年4月1日以後の贈与について、受贈者の年齢要件が以下の通り引き下げられます。

【受贈者の年齢要件】

| 2022年3月31日まで | 2022年4月1日以降 |
|--------------|-------------|
| 20歳以上50歳未満 | 18歳以上50歳未満 |

非課税となる結婚・子育て資金の範囲等についての詳細は、内閣府作成の「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に関するQ&A(内閣府ホームページにも掲載されております。)」をご参照ください。

※内閣府ホームページ <https://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html>

以上